

第70回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 第一ホテル東京4階「プリマヴェーラ」
東京都港区新橋一丁目2番6号

決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第70回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26

株主総会会場のご案内

千代田インテグレ株式会社
証券コード：6915

証券コード 6915
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区二番町1番地1
千代田インテグレ株式会社
代表取締役会長兼社長 小池 光明

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第70回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.chiyoda-i.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所のウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第70期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第70期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様へご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主様にご送付を含む。）には記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- (2) 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 総会ご出席者へのお土産はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時【受付開始：午前9時30分】

事前行使のご案内

インターネットによる 議決権行使の場合

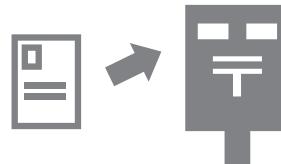


議決権行使サイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後5時30分締切

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後5時30分到着

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2026年3月26日(木曜日)
午後5時30分締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

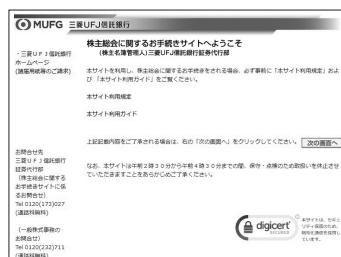
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



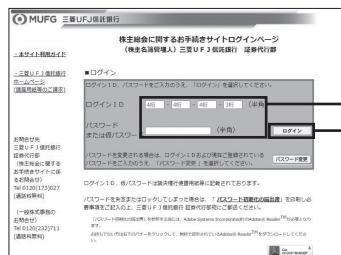
以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027(通話料無料)(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、中期経営計画（2025年12月期—2027年12月期）における、株主還元策として、DOE（純資産配当率）4%及び総還元性向120%を目標に掲げております。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営環境等を総合的に勘案し、次のとおり1株につき160円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき160円
総額 1,459,076,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	候補者の属性	取締役会出席回数
1	こいけみつあき 小池光明	代表取締役会長兼社長	再任 男性	100% (13/13回)
2	むらさわたくみ己 村澤琢己	取締役専務執行役員	再任 男性	100% (13/13回)
3	むらた いさお 村田 功	取締役常務執行役員	再任 男性	100% (13/13回)
4	つじ とも はる 辻 智 晴	取締役執行役員	再任 男性	100% (13/13回)
5	いなば じゅん いち 稲葉 淳 一	取締役執行役員	再任 男性	100% (13/13回)
6	てらだ ゆみ 寺田 由美	社外取締役	再任 女性 社外 独立	100% (13/13回)
7	きま しん や 来嶋 真也	社外監査役	新任 男性 社外 独立	100% (13/13回)
8	なが いし なお こ 永石 尚子	—	新任 女性 社外 独立	— —

(注) 来嶋真也氏の取締役会出席回数は社外監査役としての出席回数としています。

候補者
番号

1

こ いけ みつ あき
小池 光明

生年月日：1951年1月5日生

再任

男性

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数
100% (13/13回) 94,051株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年3月	当社入社	1999年11月	当社取締役
1982年9月	CHIYODA FELT CO. (S)PTE. LTD. (現 CHIYODA INTEGREGO. (S)PTE. LTD.) 出向	2001年11月	当社常務取締役
		2002年11月	当社代表取締役社長
		2017年3月	当社代表取締役会長
1990年9月	同社取締役社長	2021年3月	当社代表取締役会長兼社長 (現任)

■取締役候補者とした理由

当社グループの経営を指揮する代表取締役社長として、また会長職においても、事業全般に関する知見や豊富な海外経験を活かし、ガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。現在の厳しい経営環境のなかで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに高めるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

むら さわ たく み
村澤 琢己

生年月日：1960年7月21日生

再任

男性

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数
100% (13/13回) 11,300株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年3月	当社入社	2012年9月	当社関東事業所長
2005年9月	当社国内事業統括	2019年1月	当社海外部長
2006年11月	当社取締役	2021年3月	当社取締役常務執行役員
2010年9月	当社開発センター長	2023年1月	当社商品開発部長 (現任)
2011年9月	当社東京支店長	2023年3月	当社取締役専務執行役員 (現任)
2011年11月	当社常務取締役		

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業部門を中心に国内事業のみならず海外事業の統括にも携わり、豊富な経験と幅広い人脈を活かして事業の推進に尽力してまいりました。これまでの実績を踏まえ、当社グループの新たな事業展開の推進役としての活躍を期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

むら た いさお
村 田 功

生年月日：1962年8月12日生

再 任

男 性

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数

100% (13/13回)

6,180株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年3月	当社入社	2021年3月	当社取締役執行役員
2012年9月	当社経理部長（現任）	2023年3月	当社取締役常務執行役員（現任）
2015年10月	サンフェルト（株）監査役	2024年1月	当社管理本部長（現任）
2017年3月	当社取締役		

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、幅広い分野の業務に携わり豊富な知識と経験を培い、当社グループの業務に精通し、管理部門全般における業務執行状況の監督では十分な実績をあげております。一層のガバナンス体制強化に向け、これまでの経験と実績を活かした貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

つじ とも はる
辻 智 晴

生年月日：1959年5月5日生

再 任

男 性

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数

100% (13/13回)

1,200株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	リバーエレテック（株）入社	2017年3月	当社営業部長
2003年6月	同社取締役営業本部長	2021年3月	当社執行役員
2007年9月	当社入社	2023年3月	当社取締役執行役員（現任）
2015年3月	当社関東営業所営業部長	2025年3月	当社品質保証部長（現任）
2017年3月	当社取締役		

■取締役候補者とした理由

これまで営業部門において培ってきた豊富な経験と幅広い見識を活かし、販売活動に加えて、強い責任感を持って業績向上に向けた事業領域拡大も取り組んでまいりました。これまでの実績を踏まえ、国内事業のさらなる発展において一層の手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

いな ぼ じゅん いち
稲葉 淳 一

生年月日：1959年9月2日生

再任

男性

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数
100% (13/13回) 2,800株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	日本電気(株)入社	2011年1月	新光商事(株)入社
2002年4月	NEC Electronics Hong Kong Ltd. 社長 出向	2011年6月	同社取締役
2008年6月	NECエレクトロニクス(株)(現 ルネサスエレクトロニクス(株)) 第二営業事業部長	2015年4月	同社常務取締役
		2022年10月	当社顧問
		2023年3月	当社社外取締役
		2024年3月	当社取締役執行役員海外部長 (現任)

■取締役候補者とした理由

これまでに上場企業において、電子部品事業の国内・外での販売責任者として豊富な経験を積み、幅広い人脈を築いており、経営者としての知見も兼ね備え、業績向上に向けた取り組みに積極的に努めてまいりました。これまでの実績を踏まえ一層の活躍を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

てら だ ゆ み
寺田 由美

生年月日：1958年8月28日生

再任

社外

女性

独立

■取締役会への出席状況 ■所有する当社の株式数
100% (13/13回) 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	住友信託銀行(株)(現 三井住友 信託銀行(株)) 入行	2003年3月	(株)プロファイルキャリア エグ ゼクティブコンサルタント
1988年4月	(学)河合塾入社	2007年4月	HRリスペクト(株) 代表取締役 (現任)
1996年4月	マンパワー・ジャパン(株)(現 マンパワーグループ(株)) 入社	2014年1月	(一社)コーチングプラットフォーム 代表理事(現任)
1999年12月	日本サード・パーティ(株)(現 JTP(株)) 入社	2024年3月	当社社外取締役(現任)
2001年4月	同社執行役員	2025年6月	JTP(株)社外取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでに培ってきた組織の活性化を図るための人材育成に関する幅広い知識や専門的なスキルを有するだけでなく、経営者としての知見も兼ね備えていることから、客観的な視点から適切な意見・助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

7

き じま しん や
来 嶋 真 也

生年月日：1972年11月17日生

新任 社外

男性 独立

- 取締役会への出席状況 100% (13/13回)
- 所有する当社の株式数 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月	朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所	2023年3月	当社社外監査役（現任）
		2023年9月	（学）日本国際学園監事（現任）
2008年7月	来嶋公認会計士・税理士事務所代表（現任）	2024年11月	BP0accounting（株）代表取締役（現任）
2012年2月	仁智監査法人社員	2025年9月	（株）And Doホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年1月	仁智監査法人代表社員		

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでに公認会計士・税理士としての会計及び財務に関する専門的な知見に加えて、豊富な実務経験を有しており、十分な監査・監督機能を発揮し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくこと期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

8

なが いし なお こ
永 石 尚 子

生年月日：1966年8月11日生

新任 社外

女性 独立

- 所有する当社の株式数 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年5月	全日本空輸（株）入社	2024年4月	和光大学経済経営学部 教授（現任）
2009年9月	（株）ANA総合研究所 客員研究員（現任）	2024年9月	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 非常勤講師（現任）
2019年4月	東京海洋大学 特任准教授	2025年10月	京都大学経営管理大学院 非常勤講師（現任）
2020年4月	和光大学経済経営学部 特任准教授		

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでに経営科学の分野に携わり、経営学を専門とする大学教授として、専門的な知見と高い見識を有しております。これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、経営に関する客観的かつ専門的な視点から助言を行うとともに、業務執行に対する適切な監督を通じて、企業価値の向上に貢献することを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺田由美、來嶋真也、永石尚子の各氏は社外取締役候補者であります。また、來嶋真也氏は、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定です。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
3. 当社は、寺田由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、來嶋真也、永石尚子の両氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、寺田由美氏と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、本総会において同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。また、來嶋真也、永石尚子の両氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。
- 但し、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
- なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 本株主総会終結後の経営体制

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各役員のスキルは次のとおりであります。

	氏名	企業経営	業界知見	グローバルビジネス	財務会計	コンプライアンス	人材開発	性別	独立性
取締役	小池光明	○	○	○		○		男性	—
	村澤琢己	○	○	○		○		男性	—
	村田 功		○		○	○	○	男性	—
	稲葉淳一	○	○	○		○		男性	—
	辻 智晴		○			○		男性	—
社外取締役	來嶋真也				○	○		男性	○
	寺田由美	○				○	○	女性	○
	永石尚子					○	○	女性	○
常勤監査役	林 孝総		○			○	○	男性	—
社外監査役	三関公雄				○	○		男性	○
	飯塚貴規	○				○		男性	○

※各役員の有する全てのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数（3名）を欠くことになる場合に備え、現監査役の林孝総氏、三関公雄氏及び現社外監査役である來嶋真也氏が第2号議案にご承認いただくことを条件に社外監査役に就任予定の飯塚貴規氏の補欠の監査役候補者として、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

な や とも ひろ
納野 知 広

生年月日：1978年6月2日生

男 性

社 外

独 立

■所有する当社の株式数

一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

2003年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あず 2013年7月 納野知広公認会計士・税理士事務
さ監査法人）入所 所代表（現任）

■補欠の社外監査役候補者とした理由

納野知広氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、その経験と知見を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 納野知広氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
3. 納野知広氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。
- 但し、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
- なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や米国の関税政策強化により、貿易環境が変化するなか、欧州の政治動向や中東地域を巡る緊張の高まりを受け、地政学リスクが一段と増大しました。加えて、為替相場も変動性の高い状況が続き、先行きの見通しが立てにくい事業環境となりました。米国では、政治要因による不確実性や雇用減速が見られるなか、堅調な経済成長と根強いインフレを背景に、景気は総じて底堅く推移しました。中国では、不動産市況の長期低迷や雇用不安が景気の重荷となり、経済対策により内需は一時的に持ち直しましたが、景気全体としては減速基調が続きました。他のアジア地域では、内需は堅調に推移した一方で、外需の伸び悩みにより景気回復のペースは鈍化しました。

また、我が国経済は、自動車産業を中心とする米国の関税政策の影響や、食料品をはじめとした物価上昇による下押し要因があるものの、雇用・所得環境が改善したことで個人消費は底堅く推移し、全体として緩やかな回復基調となりました。

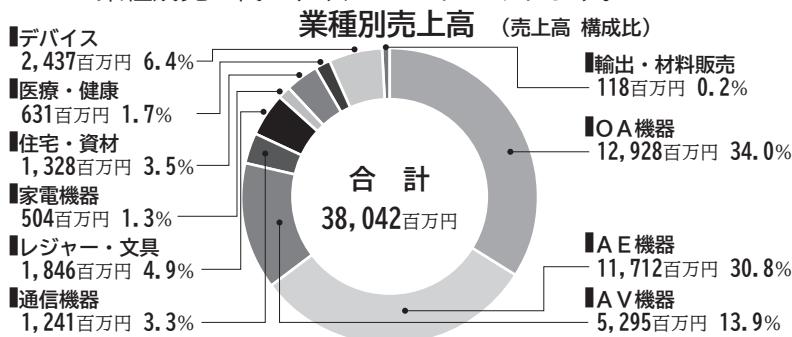
このような経営環境のなか、中期経営計画で「高付加価値ビジネスの拡大」を掲げ、持続的な成長のために収益力の強化を図るべく事業活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は38,042百万円（前期比7.7%減）、営業利益は2,972百万円（前期比22.9%減）、経常利益は3,279百万円（前期比29.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,624百万円（前期比18.9%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

日本は、A V機器向けが堅調に推移したものの、A E・O A機器向けは想定を下回り、売上高は9,711百万円（前期比3.8%減）、営業利益は139百万円（前期比79.0%減）となりました。東南アジアは、顧客の生産調整や減産により主要分野が低調で、売上高は13,748百万円（前期比7.5%減）、営業利益は1,614百万円（前期比8.8%減）となりました。中国は、市場の低迷によりO A・A V機器向けが落ち込み、売上高は9,401百万円（前期比16.9%減）、営業利益は930百万円（前期比30.6%減）となりました。北米は、関税政策によりA E機器向けが低調も、建材向けが好調で、売上高は4,287百万円（前期比3.3%増）、営業利益は293百万円（前期比111.2%増）となりました。その他は、全体的に底堅く推移し、売上高は893百万円（前期比12.0%増）、営業損失は14百万円（前期は48百万円の営業損失）となりました。

業種別売上高は、次のとおりであります。



(注) 1. 製造メーカーの製品向け部品の取り扱いであります。
2. O A機器：パソコン、プリンター、コピー機等。
A E機器：自動車関連。
A V機器：テレビ、音響機器、デジカメ等。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は891百万円であり、その主なものは、建物及び土地による152百万円、製造設備等による700百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、世界経済は、米国におけるトランプ政権による政策動向や中国での不動産不況の長期化に加え、地政学リスクの高まりや各国の金融引き締めの影響により、成長の鈍化が続いております。また、原材料価格やエネルギーコストの変動、為替相場の不安定化も重なり、企業を取り巻く経営環境は依然として先行き不透明な状況です。

日本経済においても、少子高齢化に伴う労働力不足や人件費の上昇といった構造的課題のみならず、物価上昇の影響から個人消費の回復は緩やかにとどまる見通しです。

さらに、世界的なサプライチェーンの分断や再編が進むなか、調達先の多様化や生産体制の見直しが求められ、企業には環境変化に柔軟かつ迅速な経営判断が必要とされています。

このような事業環境のもと、当期は、昨年策定した中期経営計画に基づき、『高付加価値ビジネスの拡大』を通じて、持続的成長に向けた収益力の強化に取り組む重要な年度と位置付けております。「高付加価値ビジネスを基軸とした売上拡大を図る」を目標に掲げ、企業価値の向上を目指し、重点施策として①企業間連携や協業を通じて、新たな成長の柱を構築する、②主要顧客との関係を強化し、シェア拡大を図る、③独自の加工技術と製品の複合化により、競争優位性を確立する、④中長期の人材育成と最適な人事異動を実施する、⑤管理部門のDXで生産性を向上させ、企画・提案業務を推進してまいります。

当社は、2025年9月に創立70周年を迎えました。今後も企業価値の向上を目指し、グローバルな視点で未来を見据えた挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループの事業活動へのご理解と変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区分	期別	第 67 期 (2022年12月期)	第 68 期 (2023年12月期)	第 69 期 (2024年12月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	39,372	39,416	41,214	38,042
経常利益	(百万円)	3,780	3,770	4,655	3,279
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,725	2,556	3,234	2,624
1株当たり当期純利益	(円)	229.93	230.56	310.89	272.41
総資産	(百万円)	47,839	48,410	51,306	50,311
純資産	(百万円)	37,809	38,865	41,572	40,284
1株当たり純資産	(円)	3,315.31	3,648.31	4,135.50	4,417.57

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
CHIYODA INTEGRE CO. (S) PTE. LTD.	1,800千 シンガポールドル	100	電気製品等の部品販売
CHIYODA INTEGRE (THAILAND) CO., LTD.	125,000千 パーツ	100	電気製品等の部品製造販売
千代達電子製造(香港)有限公司	93,134千 香港ドル	100	電気製品等の部品販売
千代達電子製造(蘇州)有限公司	52,330千 香港ドル	100(100)	電気製品等の部品製造販売
CHIYODA INTEGRE OF AMERICA, INC.	10,000千 USドル	100	電気製品等の部品販売

(注) 出資比率の()内の数値は、間接所有割合で内数であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、OA機器、AE機器、AV機器、通信機器など各製品の機構部品、機能部品の製造販売を主な事業としております。

(12)主要な事業所等

本社	東京都千代田区	
事業所・工場	関東事業所（埼玉県草加市）	豊橋工場・営業所（愛知県豊橋市）
営業所	仙台営業所（宮城県仙台市） 大阪営業所（大阪府大阪市） 大分営業所（大分県速見郡）	名古屋営業所（愛知県名古屋市） 広島営業所（広島県東広島市）
物流センター	関西物流センター（大阪府貝塚市）	
国内子会社	サンフェルト株式会社（東京都台東区）	
海外統括拠点	CHIYODA INTEGRE CO. (S)PTE. LTD.（シンガポール） 千代達電子製造（香港）有限公司（香港） CHIYODA INTEGRE OF AMERICA, INC.（アメリカ） CHIYODA INTEGRE SLOVAKIA, s. r. o.（スロバキア）	

(13)従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
2,756名（366名）	196名減（95名減）

- (注) 1. 従業員数には、当社から海外現地法人等への出向者62名を含んでおります。
2. 従業員数は社員就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名	1名増	39.72歳	15.15年

- (注) 1. 従業員数には、当社から海外現地法人等への出向者62名は含まれておりません。
2. 従業員数は社員就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(14)主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	740百万円
株式会社みずほ銀行	280百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,628,929株（自己株式509,701株を含む）
 (3) 株主数 4,229名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2,937千株	32.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	773千株	8.48%
日本生命保険相互会社	402千株	4.41%
東京中小企業投資育成株式会社	378千株	4.15%
光通信KK投資事業有限責任組合	319千株	3.50%
第一生命保険株式会社	304千株	3.33%
平和株式会社	250千株	2.74%
株式会社日本カストディ（信託口）	133千株	1.46%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	128千株	1.41%
株式会社鳥羽洋行	128千株	1.40%

（注）持株比率は、自己株式509,701株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

取締役会決議日	取 得 日	取得した株式の数	取得価額の総額
2025年5月13日	2025年5月14日	300,000 株	847,200,000 円
2025年6月12日	2025年6月13日	120,000 株	325,080,000 円
2025年7月10日	2025年7月11日	60,000 株	170,040,000 円
2025年8月8日	2025年8月12日	27,300 株	85,722,000 円
2025年9月11日	2025年9月12日	426,100 株	1,346,476,000 円
合 計		933,400 株	2,774,518,000 円

②自己株式の消却

取締役会決議日	消 却 日	消却した株式の数	消 却 額
2025年10月16日	2025年11月28日	2,000,000 株	5,686,993,435 円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	小 池 光 明	
取締役専務執行役員	村 澤 琢 己	商品開発部長
取締役常務執行役員	村 田 功	管理本部長兼経理部長
取締役執行役員	辻 智 晴	品質保証部長
取締役執行役員	稲 葉 淳 一	海外部長
取 締 役	眞 下 修	オフィスマシモ代表
取 締 役	竹 本 雅 則	東京中小企業投資育成(株) 監査役
取 締 役	寺 田 由 美	HRリスペクト(株) 代表取締役 (一社) コーチングプラットフォーム代表理事 JTP(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	林 孝 総	
監 査 役	三 関 公 雄	三関公雄税理士事務所代表 東京富士大学大学院特任教授
監 査 役	來 嶋 真 也	來嶋公認会計士・税理士事務所代表 BPOaccounting(株) 代表取締役 (学) 日本国際学園監事 (株) And Doホールディングス社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役眞下修氏、竹本雅則氏及び寺田由美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役三関公雄氏及び來嶋真也氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役眞下修氏、竹本雅則氏及び寺田由美氏並びに監査役三関公雄氏及び來嶋真也氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 監査役三関公雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。また、監査役來嶋真也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 5. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	松 重 宗 徳	中国事業統括 千代達電子製造(香港)有限公司 董事長兼總經理 千代達瑛帖國際貿易(上海)有限公司 董事長兼總經理
執 行 役 員	寺 田 修	製造部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険による被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であります。その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担しており、各被保険者は保険料を負担しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	222 (20)	135 (20)	87 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	22 (9)	22 (9)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	245 (29)	158 (29)	87 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績指標の実績 (2024年12月期) は、連結売上高 (41,214百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,234百万円であります。
3. 2006年11月29日開催の第51回定時株主総会において、取締役 (当時7名) の報酬限度額は年額350百万円以内 (ただし使用人分給与は含まない)、監査役 (当時4名) の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。

○取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名・報酬委員会による答申に基づき取締役会決議にて定め、その概要は以下のとおりです。また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が原案について検討を行い、取締役会も下記方針に基づき決定しております。なお、非金銭報酬等は導入しておりません。

■基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決定される取締役の報酬総額の範囲内において、基本報酬と業績連動報酬から構成し、合理性、客観性、透明性を備えるものとし「役員に関する内規」に基づき決定する。ただし、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。取締役の報酬の内容と決定手続については、指名・報酬委員会での審議を経たうえで取締役会において決議する。

■基本報酬の額及び決定に関する方針

基本報酬の額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、月例の固定額とする。

■業績連動報酬に係る業績指標の内容、額、及び決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映したものとし、前事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて定め、基本報酬と共に月例の固定額を支給する。企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断し、経営方針の数値目標に合わせ業績指標は連結売上高、親会社株主に帰属する当期純利益等とし、開示した目標値への達成度合い、及び担当する事業部門の貢献度合いに応じ決定するものとする。

■基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別報酬額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の個人別報酬のうち、基本報酬の額の比率は70%程度、業績連動報酬の比率については30%程度を目安とするものとする。なお、報酬額の計算は、基礎額に業績連動係数及び個人別業績貢献度係数を合わせたものを乗じて算出したします。

■報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

全ての取締役の報酬額は、指名・報酬委員会において事前審議を行い、取締役会で決定いたします。委員会は、取締役 (代表取締役を含む) である委員5名で構成され、その半数以上は独立社外取締役から選定され、各取締役の貢献度合い等の水準について議論いたします。具体的な報酬額の案を取締役会に答申するため、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取 締 役	眞 下 修	オフィスマシモ代表
取 締 役	竹 本 雅 則	東京中小企業投資育成(株) 監査役
取 締 役	寺 田 由 美	HRリスペクト(株) 代表取締役 (一社) コーチングプラットフォーム代表理事 JTP(株) 社外取締役
監 査 役	三 関 公 雄	三関公雄税理士事務所代表 東京富士大学大学院特任教授
監 査 役	來 嶋 真 也	來嶋公認会計士・税理士事務所代表 BP0accounting(株) 代表取締役 (学) 日本国際学園監事 (株) And Doホールディングス社外取締役(監査等委員)

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	眞 下 修	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、玩具メーカーでの経験・見地を活かした企業経営について助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会のメンバーとして選定されています。
取 締 役	竹 本 雅 則	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、政策実施機関での経験・見地を活かした企業経営について助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会のメンバーとして選定されています。
取 締 役	寺 田 由 美	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、組織の活性化を図る人材育成に関する豊富な知識・経験から、助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会のメンバーとして選定されています。
監 査 役	三 関 公 雄	当事業年度開催の取締役会13回の全て・監査役会14回の全てに出席し、税理士として培ってきた豊富な経験・見地に基づき、必要な発言を適宜行っております。また、取締役との個別面談を実施し意見交換を行うなど、情報共有を図っております。
監 査 役	來 嶋 真 也	当事業年度開催の取締役会13回の全て・監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、有益な発言を適宜行っております。また、取締役との個別面談を実施し意見交換を行うなど、情報共有を図っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(注) 当社の会計監査人であったアスカ監査法人は、2025年3月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社は、監査法人アヴァンティア以外の監査法人による監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して同意いたしました。
4. 上記報酬以外に、前任の会計監査人であるアスカ監査法人に対して、引継ぎ業務等に係る報酬として1百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由等に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会の決議に基づいて会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	32,404	流動負債	7,677
現金及び預金	17,371	支払手形及び買掛金	4,312
受取手形及び売掛金	9,314	短期借入金	1,020
有価証券	500	リース債務	210
商品及び製品	1,813	未払法人税等	200
仕掛品	409	賞与引当金	432
原材料及び貯蔵品	2,471	資産除去債務	9
その他	565	その他	1,492
貸倒引当金	△42	固定負債	2,348
固定資産	17,907	リース債務	313
有形固定資産	12,226	繰延税金負債	1,046
建物及び構築物	5,181	退職給付に係る負債	857
機械装置及び運搬具	3,360	資産除去債務	81
工具、器具及び備品	379	その他	50
土地	2,685	負債合計	10,026
使用権資産	561	【純資産の部】	
建設仮勘定	58	株主資本	31,464
無形固定資産	287	資本金	2,331
ソフトウェア	287	資本剰余金	2,450
その他	0	利益剰余金	28,131
投資その他の資産	5,393	自己株式	△1,449
投資有価証券	3,156	その他の包括利益累計額	8,820
退職給付に係る資産	739	その他有価証券評価差額金	1,246
繰延税金資産	451	為替換算調整勘定	7,341
その他	1,070	退職給付に係る調整累計額	232
貸倒引当金	△24	純資産合計	40,284
資産合計	50,311	負債純資産合計	50,311

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,042
売上原価		27,564
売上総利益		10,478
販売費及び一般管理費		7,505
営業利益		2,972
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	99	
受取家賃	11	
その他	183	467
営業外費用		
支払利息	102	
為替差損	19	
減価償却費	13	
その他	26	161
経常利益		3,279
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	327	338
特別損失		
固定資産除売却損	26	
減損損失	34	60
税金等調整前当期純利益		3,557
法人税、住民税及び事業税	1,102	
法人税等調整額	△169	933
当期純利益		2,624
親会社株主に帰属する当期純利益		2,624

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	17,481	流動負債	3,890
現金及び預金	9,476	支払手形	2
受取手形	19	電子記録債務	1,068
電子記録債権	1,384	買掛金	970
売掛金	3,135	短期借入金	1,020
有価証券	500	未払費用	362
商品及び製品	436	賞与引当金	354
仕掛品	143	その他	112
原材料及び貯蔵品	702	固定負債	959
短期貸付金	1,409	繰延税金負債	470
未収入金	161	退職給付引当金	440
その他	115	その他	49
貸倒引当金	△2	負債合計	4,850
固定資産	13,174	【純資産の部】	
有形固定資産	4,640	株主資本	24,558
建物及び構築物	1,518	資本金	2,331
機械装置及び運搬具	710	資本剰余金	2,450
工具、器具及び備品	92	資本準備金	2,450
土地	2,296	利益剰余金	21,226
建設仮勘定	22	利益準備金	258
無形固定資産	226	その他利益剰余金	20,967
ソフトウェア	226	固定資産圧縮積立金	161
その他	0	別途積立金	1,810
投資その他の資産	8,307	繰越利益剰余金	18,996
投資有価証券	3,156	自己株式	△1,449
関係会社株式	4,064	評価・換算差額等	1,246
関係会社出資金	83	その他有価証券評価差額金	1,246
前払年金費用	430		
その他	591		
貸倒引当金	△19		
資産合計	30,655	純資産合計	25,804
		負債・純資産合計	30,655

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,927
売上原価		9,539
売上総利益		3,387
販売費及び一般管理費		3,265
営業利益		122
営業外収益		
受取利息	125	
受取配当金	6,395	
受取家賃	21	
為替差益	31	
貸倒引当金戻入額	8	
その他	79	6,663
営業外費用		
支払利息	12	
減価償却費	11	
その他	3	27
経常利益		6,757
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	327	330
特別損失		
固定資産除売却損	13	
減損損失	34	47
税引前当期純利益		7,040
法人税、住民税及び事業税	242	
法人税等調整額	57	299
当期純利益		6,740

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

千代田インテグレ株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

相馬 裕 晃

指定社員
業務執行社員

公認会計士

染葉 真 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田インテグレ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田インテグレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

千代田インテグレ株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

相 馬 裕 晃

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

染 葉 真 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田インテグレ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から同年12月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も併用し、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、グループ会社については取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他千代田インテグレ株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人アヴァンティアと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

千代田インテグレ株式会社 監査役会

常勤監査役 林 孝 総
監査役 三 関 公 雄
(社外監査役)
監査役 來 嶋 真 也
(社外監査役)

以 上

株主総会会場のご案内

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」
電話 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分
- 都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ 新橋駅より徒歩5分

※JR線・東京メトロ銀座線・都営地下鉄浅草線「新橋駅」より
地下歩道にて直結(新橋内幸町地下歩道D出口)

株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なされませぬようお願いいたします。
- ・ご要望に応じて、車いすのサポート、席やトイレへの誘導等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけください。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://chiyoda-i.co.jp>)に記載させていただきます。

第70回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

- ◆業務の適正を確保するための体制
- ◆業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ◆株式会社の支配に関する基本方針
- ◆連結株主資本等変動計算書
- ◆連結注記表
- ◆株主資本等変動計算書
- ◆個別注記表

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2025年10月9日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の一部改定を決議し、下記のとおりいたしました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社が定めた「経営信条」及び「行動規範」並びに、従業員としての「行動規準」の遵守を当社グループ全体へ周知徹底することに努めます。そのため「経営信条」及び「行動規範」は、国内拠点・海外現地法人の全てに掲示します。

また、「コンプライアンス規程」に則り、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス管理のさらなる充実を図ります。

- ② 「内部通報制度運用規程」に則り、法令違反及び企業倫理に対するコンプライアンスについての通報・相談体制として、社内窓口及び社外窓口（弁護士事務所）を設置し対応及び再発防止体制の充実を図ります。
- ③ 当社では「CSR委員会」を設置し、環境問題やステークホルダー等々の観点から、社会的責任を認識しコンプライアンスの向上に努めます。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営効率を阻害する要因の排除は経営の重要課題と認識し、販売、製造、管理において会社総合力を強化しバランスのとれた組織運営に努めます。

また、意思伝達の迅速化と統一のため、事業戦略・予算・内部統制・取締役会決議案件等に関連する経営会議、業務執行報告に関連する部長会を毎月開催し、当社グループ間の連携強化をグローバルに図ります。

- ② 各部門担当責任者が事業計画を策定し、その明確な達成目標及び方策を定め、取締役会において承認のうえ、本社所管部署がその進捗状況を追究し、取締役会及び経営会議、部長会で定期的に報告を行います。
- ③ 「取締役会規程」及び「執行役員規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に則り責任部署、権限、執行手続きを定め、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に則り、リスク管理担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループにおける重要と判断したリスクへの対応の強化を図るとともに、それぞれの職制や組織横断的活動を通じて監視・対策を行います。

- ② 大規模災害・パンデミック等の発生に備え、事業継続による損失軽減を図ることを目的とした「事業継続計画（BCP）」を策定し、有事に即応できる体制を構築します。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、速やかに危機対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止め、事業継続及び早期に復旧を図る体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の管理及び保存期間、廃棄等については「文書規程」に則り、内部統制の強化、財務報告の適正化に合わせ情報の文書化、伝達方法等の改善を行います。
- ② 「機密管理規程」に則り、情報アクセス権限のコントロールを行うとともに、当社の機密情報にアクセスする全ての従業員と「アクセス権限付与及び機密保持誓約書」を取り交わし、情報セキュリティ意識向上のための教育を継続して行います。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは「経営信条」、「行動規範」及び「行動規準」に則り、当社グループ全体でコンプライアンス遵守の周知徹底を図ります。
- ② 当社グループ会社の管理に関しては「グループ会社管理規程」に則り、当社グループ全体の事業の健全な発展と業務の適正化を図ります。

また、当社グループ会社の管理部署を明確にし、定期的に報告を求めるとともに、重要事項に関しては、当社への承認手続を規程のなかで管理決裁基準として定めます。なお、内部監査室による海外往査は重要拠点だけでなく、それ以外の拠点についても行い、監査役会及び会計監査人と連携することでガバナンスの向上を図ります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役はその職務を補助すべきスタッフを必要に応じ置くことを求めることができます。また、内部監査室スタッフも必要に応じ、監査役の職務の一部を事務補助します。
- ② 監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合には、その職務を補助すべきスタッフは監査役の指揮命令に基づいて業務を実施し、当該スタッフの人事異動、人事考課等に関しては監査役会の意見を尊重し独立性を確保します。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役会通達「監査役に対する報告事項」に基づき、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を監査役会へ報告します。

また、内部監査室が実施した内部監査の結果等についても監査役へ報告します。

② 監査役は、取締役会、部長会、必要に応じてその他会議にも出席します。

③ 監査役は、定期的に代表取締役並びに会計監査人と意見交換を行います。

④ 当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱は行いません。

(8) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するにあたり生ずる必要と認められる費用については、遅滞なくこれを弁済します。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対処し一切の関係を遮断することを基本方針とします。

② 整備状況

「千代田インテグレグループ従業員行動規準」において、反社会的勢力に対しての基本姿勢を定め、従業員に周知徹底を図ります。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、所轄警察署で行われる情報交換会の参加を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集に努めるだけでなく、不当要求排除の研修を新入社員向けに行います。

さらに、取引先との反社会的勢力の排除に関する覚書の締結を推進し、反社会的勢力との関わりを未然に防止します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示及び当社所管部署による指導の下、健全な内部統制環境を整備します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」、「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を設置し、定期的に会合を開催しております。そのなかでコンプライアンス管理の充実やリスクへの対応の強化についての問題点の抽出や解決策等を討議し、取締役会等へ報告することとしております。また、従業員の倫理意識向上を図るために「千代田インテグレグループ従業員行動規準」の読み合わせによる周知徹底を継続しております。本年度は、社内環境の改善と健全な職場づくりを目的に、コンプライアンス委員会での議論を踏まえ、コンプライアンス担当役員より関連通達をいたしました。また、DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)の推進施策として、LGBTQ+に関する研修を初めて実施いたしました。これらの取り組みに加え、当社グループでは、職場環境の健全性並びに透明性の向上を含む各種施策の推進に積極的に取り組んでおります。
- (2) 毎月開催される定時取締役会において、グループ全体の事業の健全な発展と業務の適正化を図るため、経営課題等についての討議を行っております。また、執行役員制度の導入により執行権限及び執行責任の明確化を図り、経営の機動性を高めています。さらに、意思伝達の迅速化と統一のため、経営会議、部長会において、グループ間の連携強化と情報の共有化を図っております。
- (3) 監査役会規程に則り開催される監査役会において、適宜情報交換を行っております。監査役は、取締役会、部長会、必要に応じてその他会議にも出席するだけでなく稟議書等の閲覧を定期的に行い職務の執行状況を監査しております。また、定期的に代表取締役及び会計監査人との意見交換や各役員との個別面談を行うことで監査の実効性を高めております。
- (4) 内部監査室において、当社及び当社子会社における内部統制システムの運用状況について「開示すべき重要な不備」がないかのモニタリングや会計監査人と連携した海外拠点の往査を行っております。また、業務執行部門の内部監査の実施状況は代表取締役社長に報告するとともに、監査役とも情報共有を行っております。本年度は、会計監査人が変更になったため、積極的に意見交換を重ね、円滑な連携体制の構築に取り組みました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当期首残高	2,331	2,450	32,802	△4,361	33,223
当期変動額					
剰余金の配当			△1,608		△1,608
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,624		2,624
自己株式の取得				△2,774	△2,774
自己株式の消却			△5,686	5,686	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△4,670	2,912	△1,758
当期末残高	2,331	2,450	28,131	△1,449	31,464

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,065	7,098	185	8,349	41,572
当期変動額					
剰余金の配当					△1,608
親会社株主に帰属 する当期純利益					2,624
自己株式の取得					△2,774
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	180	242	46	470	470
当期変動額合計	180	242	46	470	△1,288
当期末残高	1,246	7,341	232	8,820	40,284

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

CHIYODA INTEGRE CO.(S)PTE.LTD.、CHIYODA INTEGRE CO.(M)SDN.BHD.、CHIYODA INTEGRE CO.(JOHOR)SDN.BHD.、CHIYODA INTEGRE CO.(PENANG)SDN.BHD.、千代達電子製造(香港)有限公司、千代達電子製造(大連)有限公司、CHIYODA INTEGRE(THAILAND)CO.,LTD.、CHIYODA INTEGRE OF AMERICA,INC.、千代達電子製造(中山)有限公司、PT.CHIYODA INTEGRE INDONESIA、CHIYODA INTEGRE DE BAJA CALIFORNIA, S.A.DE C.V.、千代達電子製造(蘇州)有限公司、千代達電子製造(東莞)有限公司、CHIYODA INTEGRE VIETNAM CO.,LTD.、CHIYODA INTEGRE SLOVAKIA,s.r.o.、千代達電子製造(山東)有限公司、千代達瑛帖国際貿易(上海)有限公司、CHIYODA INTEGRE(PHILIPPINES)CORPORATION、CHIYODA INTEGRE DE MEXICO,S.A.DE C.V.及びサンフェルト株式会社の20社であります。

(2) 非連結子会社の名称等

CHIYODA INTEGRE Europe GmbH

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

CHIYODA INTEGRE Europe GmbH

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～80年

機械装置及び運搬具 2年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、OA機器、AV機器、通信機器、AE機器などの各製品の機構部品、機能部品の製造及び販売を主たる事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客へ移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度に計上した金額

①商品及び製品	1,813百万円
②原材料及び貯蔵品	2,471百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回っている棚卸資産の帳簿価額を、正味売却価額まで切り下げる会計処理を適用しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産のうち、営業循環過程から外れた滞留在庫については、取得原価に一定の掛け率を乗じ、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

また、売価を上回る原価については、帳簿価額を切り下げております。

当社グループは、将来廃棄しない在庫は販売又は使用すると仮定し、棚卸資産の過去の廃棄等による処分の実績に基づく、今後の販売又は使用見込みを反映した規則的な帳簿価額の切下げ基準を設定しております。

(有形固定資産及び無形固定資産の評価)

(1) 当連結会計年度に計上した金額

①有形固定資産	12,226百万円
②無形固定資産	287百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については主に管理会計上の単位を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

減損損失の認識及び測定は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 21,546百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式 (注) 1	11,628,929	—	2,000,000	9,628,929
合計	11,628,929	—	2,000,000	9,628,929
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	1,576,221	933,480	2,000,000	509,701
合計	1,576,221	933,480	2,000,000	509,701

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少2,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加933,480株の内訳は、次のとおりであります。

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の取得による増加 933,400株

単元未満株式の買取による増加 80株

3. 普通株式の自己株式数の減少2,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,608	160.00	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,459	利益 剰余金	160.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金を当社グループ内での借入及び銀行借入によって調達しており、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。なお、一部において、効率的な資金運用を図ることを目的として、デリバティブを組み込んだ債券による運用を行っております。

デリバティブは、将来の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図るために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金は、恒常的な運転資金として調達したものであり、そのほとんどは固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての貸付金・借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引であります。これらの取引は為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を日常的・継続的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしております。また、外貨建ての貸付金・借入金の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、投資有価証券運用規程に従い、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引について、当社は、取引権限やヘッジ比率等を定めたデリバティブ取引管理規程に従い、経理担当役員の決裁に基づいて、経理部が取引を行っており、その状況は、月次で取締役会へ報告しております。連結子会社においては、当社が連結子会社のカウンターパーティーに対して設定している保証枠の範囲内で、各連結子会社が行っており、その状況は当社の経理部に月次で報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が月次で資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、月次で資金繰表を作成・更新することで管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,156	3,160	3
資産計	3,156	3,160	3
(1) リース債務*2	523	535	11
負債計	523	535	11
デリバティブ取引*3	(4)	(4)	—

- 1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- *2 リース債務はリース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。
- *3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,147	—	—	3,147
ゴルフ会員権	—	12	—	12
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(4)	—	(4)
資産計	3,147	7	—	3,155

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	535	—	535
負債計	—	535	—	535

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(*) (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,872	1,028	1,843
	小計	2,872	1,028	1,843
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	275	299	△24
	(2)ゴルフ会員権	8	8	—
	(3)その他	500	500	—
	小計	783	807	△24
合計		3,656	1,836	1,819

(*) 表中の「取得原価」は減損会計処理後の帳簿価額であります。

2. 売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	531	327	—
合計	531	327	—

デリバティブ取引

デリバティブ取引については以下のとおりであります。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	タイバーツ スワップ取引	150	—	△3	△3
	受取USドル・ 支払ユーロ	328	—	△1	△1
合計		479	—	△4	△4

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (百万円)					その他 (百万円)	合計 (百万円)
	日本	東南アジア	中国	北米	計		
OA機器	2,680	7,008	2,998	109	12,797	130	12,928
AV機器	584	3,168	1,276	219	5,248	46	5,295
通信機器	212	607	420	—	1,241	—	1,241
AE機器	3,879	1,710	2,324	3,290	11,203	508	11,712
デバイス	833	780	810	13	2,437	—	2,437
その他	1,521	473	1,572	654	4,220	207	4,428
顧客との契約から生じる収益	9,711	13,748	9,401	4,287	37,149	893	38,402
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,711	13,748	9,401	4,287	37,149	893	38,042

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債に関する情報は以下のとおりであります。

	期末残高 (2025年12月31日) (百万円)
受取手形及び売掛金	9,314
契約資産	—
契約負債	13

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に含まれております。なお、契約資産はありません。また、契約負債は流動負債の「その他(前受金)」に含まれており、主に顧客から受け取った製品売買に関する受取対価に関連するものです。なお、契約負債は該当製品の引渡時に履行義務が充足し、売上高へ振替がなされます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を適用し記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,417円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 272円41銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に関し、その具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画に基づく株主還元の上昇を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために実施するものです。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

- ①取得する株式の種類：当社普通株式
- ②取得する株式の総数：304,000株（上限）
- ③株式の取得価額の総額：1,051,840,000円（上限）
- ④取得日：2026年2月13日
- ⑤取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

(3) 自己株式の取得結果

- ①取得した株式の種類：当社普通株式
- ②取得した株式の総数：304,000株
- ③株式の取得価額の総額：1,051,840,000円
- ④取得日：2026年2月13日
- ⑤取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 準 備 金	本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	2,331	2,450	2,450	258	175	1,810	19,536	21,780		
当期変動額										
剰余金の配当							△1,608	△1,608		
固定資産圧縮積立金の取崩					△14		14	－		
当期純利益							6,740	6,740		
自己株式の取得										
自己株式の消却							△5,686	△5,686		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△14	－	△540	△554		
当期末残高	2,331	2,450	2,450	258	161	1,810	18,996	21,226		

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△4,361	22,200	1,065	1,065	23,266
当期変動額					
剰余金の配当		△1,608			△1,608
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		6,740			6,740
自己株式の取得	△2,774	△2,774			△2,774
自己株式の消却	5,686	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			180	180	180
当期変動額合計	2,912	2,357	180	180	2,538
当期末残高	△1,449	24,558	1,246	1,246	25,804

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～38年

機械装置及び運搬具 2年～7年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、OA機器、AV機器、通信機器、AE機器などの各製品の機構部品、機能部品の製造及び販売を主たる事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客へ移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度に計上した金額

- | | |
|------------|--------|
| ① 商品及び製品 | 436百万円 |
| ② 原材料及び貯蔵品 | 702百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 6. 会計上の見積りに関する注記（棚卸資産の評価）」に記載した内容と同一であります。

(有形固定資産及び無形固定資産の評価)

(1) 当事業年度に計上した金額

- | | |
|----------|----------|
| ① 有形固定資産 | 4,640百万円 |
| ② 無形固定資産 | 226百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、事業用資産については主に管理会計上の単位を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

減損損失の認識及び測定は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,665百万円
 2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

被 保 証 者	金 額
CHIYODA INTEGR (THAILAND) CO., LTD.	150百万円
P T. CHIYODA INTEGR INDONESIA	52
CHIYODA INTEGR CO. (PENANG) SDN. BHD.	8
CHIYODA INTEGR CO. (M) SDN. BHD.	5
計	217

3. 関係会社に対する短期金銭債権

売 掛 金	1,166百万円
短 期 貸 付 金	1,409百万円
未 収 入 金	29百万円
その他（流動資産）	29百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債務

買 掛 金	75百万円
未 払 費 用	0百万円

5. 期末日満期手形等

電 子 記 録 債 権	14百万円
-------------	-------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	4,094百万円
仕入高	381百万円
営業取引以外の取引高	6,378百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	509,701株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7百万円
賞与引当金	108
貸倒引当金	0
退職給付引当金	137
ゴルフ会員権評価損	36
関係会社株式評価損	346
未払役員退職慰労金	15
減損損失	56
その他	63
繰延税金資産小計	<u>773</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△458</u>
評価性引当額	<u>△458</u>
繰延税金資産合計	<u>314</u>

繰延税金負債

前払年金費用	135
未収事業税	2
固定資産圧縮積立金	74
その他有価証券評価差額金	573
繰延税金負債合計	<u>785</u>
繰延税金負債純額	<u>△470</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	CHIYODA INTEGRE CO. (S) PTE. LTD.	所有 直接 100	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結	配当金の 受取 (注1)	1,821	—	—
子会社	CHIYODA INTEGRE CO. (M) SDN. BHD.	所有 直接 60	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結	配当金の 受取 (注1)	273	—	—
子会社	CHIYODA INTEGRE (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結	配当金の 受取 (注1)	716	—	—
子会社	千代達電子製造(香港)有限公司	所有 直接 100	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結	配当金の 受取 (注1)	3,477	—	—
子会社	CHIYODA INTEGRE OF AMERICA, INC.	所有 直接 100	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結・資金 の貸付	資金の回収 (注2)	149	短期 貸付金	626
				利息の受取 (注2)	30		
子会社	CHIYODA INTEGRE DE MEXICO, S.A. DE C.V.	所有 直接 100	原材料等の 販売・技術 援助契約の 締結・資金 の貸付	配当金の 受取 (注1)	7	短期 貸付金	782
				資金の回収 (注2)	175		
				利息の受取 (注2)	40		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 配当金の受取については、子会社の利益剰余金及び保有現金等の状況を勘案し、両社協議のうえ、子会社の株主総会等にて決定された金額によっております。
2. 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,829円72銭
2. 1株当たり当期純利益	699円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に関し、その具体的な取得方法について決議いたしました。

詳細は、連結注記表「(重要な後発事象に関する注記) (自己株式の取得)」をご参照ください。